

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還請求権全般

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 補償要求, 沖縄住民対米請求問題, 在京米国大使館 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696</a>

(1) 請求権内題に因りて現地調査

(昭和25年10月1日)



(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>秘</b> 無期限	符号表示 暗 (略) 平 第 199 号	総第 25 019 号 昭和 45 年 9 月 25 日 12 時 5 分 大至急 (至急) 普通 LTF 発電係
-----------------------------------	----------------------------	---

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官一房一長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 アメリカ局長課 起案 昭和45年9月24日 起案者 有地 電話番号 446
---	-------------------------------	--

協議先  
条約課長  
法規課長

在 沖繩 臨時代理大使 総領事 代理  
大使 臨時代理大使 代理  
総領事 代理

件名 鈴木有地両事務官の出張

1. 沖縄返還協定交渉に付42-1の由  
題矢心ある米米請求権問題に  
ついて、各地に於ける案件の把握、法律的な  
面からの分析調査、及び査代表事務  
所との交渉経過の長、今般事務局

電信課長  
代  
機

寄  
濟

274

(※印刷用紙に電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

2

法規課 鈴木事務官及び北米才一課  
有地事務官を次の日程により各地  
に出張せしめらる。宿舎留待等  
出来るべく有配あり。長。

(1) 鈴木事務官  
10月1日 各地着 JL 905  
7日 各地発 JL 722

(2) 有地事務官  
10月1日 各地着 JL 905  
8日 各地発 JL 906  
有地、有地事務官は7日の出張後、各地に於ける案件の把握、法律的な面からの分析調査、及び査代表事務所との交渉経過の長、今般事務局

2. 米米請求権の各地に於ける案件  
の具体的な調査方法等については、本中  
に概説し、特に各地  
調査の査代表事務所との交渉経過  
の結果と付加する材料を併せて提出す。

GB-3

外務省



昭和45年9月26日(米北1)

沖繩復興準備委員会  
日本国政府代表事務局  
賀陽参事官殿

千葉北米課長

(件名)

沖縄の請求取付題北米1

引用公・電信  
日付・番号

往電米北1第199号

冒頭往電を以て取り扱ふが連絡

1号 沖縄の請求取付題調査に

関し、今後本局との意思統一の

ため、作成した調査項目別調査

表形式に調査結果を1部送付

※ 付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

GA-2-1

外務省

(※印は文書照配入)

参考資料に別添送付した。

このうち、本調査の具体的な方法等

につき、本局より貴局に連絡

致し、ご留意願ひいたします。

GA-4

外務省

003 003 9/19 土橋 秀太郎

沖繩請求救済関係調査項目 45/16  
法務省

一 講和発効前補償 (Weber)

(1) 1947年 2250万ドル法廷恩恵の支払は1947年12月31日以前に  
中には講和発効前に制定された法律に特に認められた請求権は在り  
念及して1947年12月31日以前に在りて人身侵害による賠償請求法  
1947年12月31日以前に在りて法廷恩恵に認められた請求権は在り  
1947年12月31日以前に在りて  
(2) 1947年12月31日以前に在りての金額 2184万ドル、裁量世界銀2184  
2184万ドル、1949年12月31日以前に在りての金額は2184万  
特に現案の支払額が少く在りて何故か

(3) 講和発効前補償の調査方式 具体的算定基準如何  
特に補償請求の起る可能性はどの程度に在りて在りか  
2250万ドル法廷恩恵に在りての処理法当時どの程度に在りて在りか

(4) 2250万ドル法廷恩恵 (5) 1947年12月31日以前に在りての金額  
二 人身侵害補償請求に在りて (Weber)

(1) 何故補償請求が在りて在りか

(2) 補償請求の要求金額算定方式は講和発効前補償請求と同様  
に在りて在りか、どの程度に在りて在りか

(4) 調査の事実関係はどの程度に在りて在りか  
二 補償請求の請求前補償要件に該当する請求はどの程度に在りて在りか

(5) 請求の請求関係はどの程度に在りて在りか

○○○ 000

三 土地講和発効前補償地

(1) 土地の取得方法

四 土地従元補償関係

(1) 1961年6月30日付に返還地を付し既に補償済むものか  
同様に同時に切斷地もか

(2) 租米合同土地問題 現地折衝正式合議の合意項目に復元補償  
上因り、各項目の如何の意義如何

(3) 講和発効前補償の金額算定基準 方法の詳細  
實際に復元終了後の復元費用を算定する  
上如何の如何 従前の場合 現実に地主が復元をしない場合如何か  
米側の有益費用 復元費も如何か

(4) 現在も存在する借地権の取得に關しての復元補償の如何

(5) 方面の租米引込の内容は講和発効前補償算定方式に  
關して、米米関係等如何 確認済むものか

(6) 請求の如何の類は如何の如何に整理するものか

之の如何事情を請求し如何か 金額算定方式如何

1969年6月30日以前引込の中に付 請求の如何の如何

(1) 如何の要求は如何の如何に實現して如何の如何  
如何の如何米米側にて如何の如何か

(2) 従来に対米交渉の経緯如何

X (1) 今後米側の返還及び如何

○○○ | ○○○

(10) 1952. 2. 1以降 那賀県史 相当金額は計算可能か

(11) 本人の計数がどうなるか (12) 自己負担に課税戻元はどうかの処理如何

各系

五 土地裁判所について

(1) 土地収用委員会、県政府土地裁判所の因連上の差異如何

(2) 土地裁判所 決定の復讐後にはどのような取捨如何

(3) 適用された法律如何

(4) 現在手戻りの事件内容如何

六 講和後人身被害 (5) (6) 年以て必至? (7) 法律如何

(1) 現在未解決のもの其状況如何

(2) 補償不足分の金額の算定は如何

(3) 琉大法学部2号 外人賠償請求法に於ける日本の賠償責任の法理

(4) 復讐明いながら未解決のもの其処理如何

(5) 地位協定交渉の環境に於けるその状況如何

七 漁業権補償 概況如何

(1) 講和発効前補償に法公海上の漁習等にPの損失は如何

(2) 講和発効前補償の算定基準と、合同の算定基準の比較 特に自家所有物の処理

(3) 合同は裁判所に於て17回の争いがあったもの状況如何



14) 土地塔倉の位置論 構成如何 理由書等

15) 本土の現在より補償方式へ算定した塔倉如何

16) 補償が二回に上りて行止出た土地如何 (1965.69)

八 土地軍用地取得に件加之損失補償

(1) 1960年当時調査した土地の損失額(1965.69) 田舎の

九 政府の1961年度土地の購入件数 (9,000件) (2000.30)

(1) 年度別購入定数等 USON 2 土地の購入

十 基地公費

十一 所有権不測の回復拒否の土地使用材料権立金処理 土地の土地

十二 調査場所

法務局 民事部 土地課 総務局 用度管財課

日本政府 地理院 法務課 USCAD 財産管理課

地主 建設会 琉大法律部 民法務総監 (1969.10.15) (1969.10.15)

（この紙は、  
現地資料）

9/19  
手紙 大島君と佐々木

1  
沖縄の請求権問題について(未定稿)

45. 9. 18

沖縄の請求権問題につき、現在迄に入手し得た

資料に基づき、請求者の主張、請求額、現地法令上の根拠

資料の4頁に分けて、請求項目別に検討せる結果、取敢

えず下記の通り。

記

1. 軍用地復元補償

請求者の主張

1950年6月30日以前に形質変更を受け、且つ1961年7月

GA-6

外務省

2  
1日以降に解放された軍用地の復元補償については

布令20号に基づく法的救済の途なしというのが米側

の見解である。しかるに、同期間中に形質変更を受

けた軍用地でも1961年6月30日以前に解放された

ものについては、布令60号に基づき見舞金(総額:

2,518,718.71ドル)の支払が行われた経緯が

ある。よって1961年7月1日以降、現在迄に既に

解放された軍用地及び今後解放される軍用地に

関しても、1950年6月30日以前の形質変更に対する

補償の途を講ずべきである。

請求額

GA-6

外務省

1969年6月30日以降解放分: 3,461,546.31 ㎡

上記以前(但し1961年7月1日以降)

解放分 : 947,290.25 ㎡

合計 : 4,408,836.56 ㎡

(ソース: 沖縄市町村軍用地地主会連合会)

現地法令上の根拠

なし。

コメント

(1) 講和前補償との均衡という観点から金額

はともかく、請求自体には理由ありと認めざるを得ない。

(なお上記請求総額中には地主会連合会

作成資料中、地主の請求を記している会も少なく

ているものの如くである。)

(2) 本件補償要求の取扱に当たっては、上記請求額よりはむしろ

今後解放される軍用地に関する同種の補償要求の予想

される規模が問題となると思われる。

(3) 個々の軍用地につき、形質変更の時期が1950年7月1日

以前か以後かを厳然と分類し得るかが、更に1950年

6月30日以前の形質変更であることが明らかであるとして

これが、沖縄戦に由来する戦争損害と明確に区別

し得るものか否かは問題である。

2. 講和前人身損害補償

請求者の主張

1945年8月16日以降 1952年4月27日迄の期間に米軍人

軍属の行為により人身損害を受けた者に対しては、布令第

号に基づき見舞金(総額: 831,032.69ドル)の

支払が行われたが、1961年6月30日迄に届出なかった

者は、同布令に基づき見舞金の支払に均霑しなかった。

これ等の者に対しても補償を行なうべきである。

請求額

死亡者 : 280,449.41ドル

傷害者 : 293,504.77ドル

合計 : 573,954.18ドル

(ソース: 講和前人身傷害未補償者連盟)

現地法令上の根拠

なし。

注

(1) 届出の時期が遅れた理由を確認することは、評価

し得ない。

(2) 同時期の物的損害についても現地に補償要求の

動きがある趣につき、これとの関連も考慮する必要がある。

ある。

3. 漁業補償

請求者の主張

1945年8月16日以降 1952年4月27日迄の漁業損害

(米軍に締め出されたため生じた沿岸漁業の減収)に対し

ては、布令60号に基づき見舞金(総額: 562,607.00ドル)

の支払が行われた経緯がある。よって、講和後の

漁業損害に対しても同様の補償が行われるべき

である。

請求額

合計: 19,659,823.45ドル (ノス: 地生連合会)

現地法令上の根拠

不明。 漁業法?

注

(1) 現在16件の請求が土地裁判所の管轄下にある

あるが、如何なる根拠に基づく請求かは今後調査を

要する。

(2) 琉球政府が漁業法に基づき許可した漁業権との

関係が不明であり、権利侵害として把握すべきものか

単なる経済的損害と観念すべきものかの手掛りがなく

また、琉政に対する請求と解決すべきか、対米請求と解

すべきかも不明である。

(3) 布令60号は公海漁業の損害をカバーしていない

と、今次請求については水域の範囲も不明で

ある。

4 講和後不法行為(人的、物的)に於て損害

請求者の主張

講和後の米軍人軍属の不法行為による人的物的損害

に対しては、外国人賠償法に基づき賠償が行な

われているところ、かかる手続にも拘らず未だ解決を

見ている事案につき補償すべきである。

請求額

人身損害合計：17,971.41ドル（ノース琉球）

現地法令上の根拠

外国人賠償法（消極的な意味において）

コメント

(1) 未解決の事案は、外国人賠償法にも拘らず未だ解決を

未解決となっているか（本人の懈怠、米側による同法運用

上の重大な瑕疵等）の是を調査する必要がある。

(2) 上記請求額と併せ、講和後の物的損害についても

請求が行われる可能性あり。

5. 軍用地通損補償

請求者の主張

1950年6月30日以前に軍用地に加之された通常の損害

については、布令60号に基づく水利補償、残地

補償、畜産補償等の見舞金が支払われている

ところ、現行の布令20号によればカバーされ得ない

この種の通損補償を考慮すべきである。

請求額

不明。(1980年に琉政法務局が市町村に依頼して調査した結果が、同局土地課にあるが未集計であり目下関係団体が新たに調査集計中なる趣。)

現地法令上の根拠

なし。

コメント

一般論として、この種の損害は実定法上の根拠がある場合(例えばわが土地収用法)に限り補償されるものと観念すべきなのが、或は私有財産尊重の法原則は実定法の有無に拘りなく、かかる侵害の補償は当然

に要求していると解すべきなのか、の問題がある。

6. 軍用地賃借料増額要求

請求者の主張

軍用地賃借料が安過ぎるので、趣いて適正補償を行なうべきである。

請求額

土地裁判所に訴願中のもの合計: 2,020,000ドル  
(ソース: 対策庁)

現地法令上の根拠

土地借賃安定法(消極的な意味において)

コメント

(1) 合法的に決定された賃借料に対する経済的不満を

あるという意味で取り上げることには困難と思われる。

(2) 復帰時に土地裁判所に係属中の訴願事案を

如何に取扱うかにも関係あり。

7. 基地公害補償

請求者の主張

基地周辺の騒音、水質汚濁等の損害につき補償を

行うべきである。

請求額

不明。

現地法令上の根拠

ありとすれば、外国人賠償法かと思われるが、なお調査

を要する。

コメント

詳細不明につき俄かに評価し得ない。

8. 旧国県有地の収益償還請求

請求者の主張

琉球財産管理課の管理の下で、有償で貸付が行

っている旧国県有地の収益を日本政府に償還

すべきである。

請求額

不明。



現地法令上の根拠

なし。(一般国際法上根拠があるかも疑問)

コメント

収益が一般行政費その他沖縄住民の福祉向上の

ための経費に充当されているとすれば不当利得とは云え

ないのではないか。

9 潰れ地の補償

請求者の主張

国道1号線、13号線等の軍民共用道路の戦後の撤去

に伴い、道路の底地に繰り込まれた沿道民有地

につき、これが所有者に返還される際は、潰れ地

補償が適切に行われるよう配慮すべきである。

請求額

不明

現地法令上の根拠

当該土地が軍用地であれば上記1.の復元補償の

問題に帰着する。

コメント

本件は復帰時に当然処理を要する問題ではなく、

また、復帰後に本土と同様の施策を講じれば自

解決する問題である。なお、この他に、海没地

の補償問題があるが、これは軍用地後の補償

の問題に帰着すると考へるべきであらう。

10. 未払貸借料の支払

本件は復歸に際し、支払手続を日米間で合意しおく

べき問題である。(琉政の資料によれば、1970.6.30現在で未払額  
1,036,062.93ドルと推定する趣)

11. 軍労切者災害補償の支払

上記10と同様。

秘  
無期限

条約局長

北米課長

条約課長

法務課長

沖縄の請求権問題について(未定稿)

45. 9. 21

当面入手し得る資料に基づき沖縄のいわゆる請求権

問題を項目別に分類し、それぞれを請求者の主張、請求額、現地  
 (i) 処理方針等(ii) 口内説明上 早晩 実態把握の必要となる  
 法令上の根拠、要調査事項、詳細に關する照会先(問題表の6段  
 (と言(區) 在実態把握と現地において) )とすべき  
 階に分けて検討すれば、概要下記の通りとなる。なお、詳細に  
 關する照会先は、単に考へ得る資料の所在を示す一助として掲げ  
 るものであり、これらの機関に対し実際に照会を行なうか否かの是非は  
 極めて慎重を要するものあり。具体的照会の適否は  
 模範を考慮するべきことと云ふことあり。在邦準備委員会及び  
 代表事務所(朝鮮、南洋事務)と十分に協議の上  
 で判断すべきことあり。なお、(ある場合より) 現地現況  
 記。

接觸は、これら事務上の関係に基づき依頼し、警備  
 上より留意するものあり。

中  
下  
に  
お  
け  
る  
接  
觸  
の  
下

1. 軍用地復元補償

請求者の主張

1950年6月30日以前に形質変更を受け、且つ1961年7月1日以降

に解放された軍用地の復元補償については、布命20号に基づき

法的救済の途をなし、いつのしか米側従来の見解である。しかし

右期間中に形質変更を受けた軍用地でも1961年6月30日以前に

解放されたものについては、布命60号に基づき見舞金(総額:

2,518,718.71ドル)の支払が行われた経緯がある。また

1961年7月1日以降現在迄に既に解放された軍用地及び

今後解放される軍用地に關しても、上記期間中の形質

変更に対する補償の途を講ずべきである。

GA-6

外務省

請求額

1969年6月30日以降解放分 : 3,461,546.31 FVL

それ以前(但し61年7月1日以降)解放分 : 947,290.25 FVL

合計 : 4,408,836.56 FVL

(ソース: 沖縄市町村軍用地地主会連合会)

現地法令上の根拠

なし。

要調査事項

(1) 地主会連合会の今次請求の算定基準及び講和前補償の一環

として行われた復元補償の算定基準との異同。

(2) 講和前補償の一環として行われた復元補償の際

(1) 米側から有益償還請求はなされたか。 <sup>いつから</sup> <sup>何とどの</sup> <sup>後に行われた</sup>

(2) 地主が復元補償を受領し、実際には復元を行わなかった場合

は如何に取扱われたか。(復元補償支払は清算札か見積札か)

(3) 復元補償受領前の既に地主が自己の負担で原状回復して

いたものは如何に取扱われたか。 <sup>通常は米側から</sup> <sup>cover する</sup>

(3) 地主会連合会提示の947,290.25 FVL中には請求なしの分

約17万ドルが含まれているが、これは如何なる意味か。 邦

3,461,546.31 FVLについては同様の問題はなにか。 更に

同連合会に代表される軍用地地主から別途同様の請求が

提出される可能性はなにか。

(4) 今後、復帰前及び復帰後に地主に返還される軍用地に

関するこの種の(布令20号でカバーされた)復元補償は

総額にして如何なる規模と見込まれるか

(5) 1950年6月30日以前の形質変更につき形質変更の時期等の  
 事実関係を如何にして確定するか。講和前補償の際の  
 事実関係確定は如何にして行われたか。地主会連合会の  
 今次請求については、この点を如何に処理したか。

詳細に関する照会先

琉政法務局土地課、地主会連合会、地区工兵隊

問題点

(1) 従来の米側の説明等によれば、軍用地の形質変更の85%を190  
 パーセントは、1950年6月30日以前に行われたものたる趣旨

あり然りとすれば復元補償問題の大部分は本項のカテゴリ  
 に属することになるので、将来の国会説明の必要も十分勘案の上  
 本項については可及的詳細な事実関係の把握が肝要で  
 あるが、反面、琉政法務局土地課及び地主会連合会の特殊  
 な関係に鑑み、現地側に徒らに期待感を抱かせることなく  
 必要な調査を行ふことには相当困難が予想される。

(2) 実際の形質変更が1950年7月1日以後か1950年6月30日  
 以前かを確認する資料の存否は疑問であり仮に在る  
 としても、いわば被請求者たる米側がこれを保有している  
 以上、米側の警戒心を徒らに高めることなく、これを入手す  
 ることは困難と思われ。また、かかる資料に基づくとしても

個々の形質変更につき、これを戦争末期の砲撃に及ぼす戦争

損害から截然と区別することは容易でない。

② 講和前人身損害補償

請求者の主張

1945年8月16日以降1952年4月27日迄の期間に、米軍人、軍属の

行為に因り人身損害を受けた者に対しては、布令60号に基づき

見舞金(総額: 831,032.69ドル)の支払が行われたが

1961年6月30日迄に届出なかった者は、同布令に基づく見舞金

の支払に均霑しなかつたので、これ等の者に対しても補償の

途が講じられるべきである。

請求額

死亡者 : 280,449.41ドル

317件

傷害者 : 293,504.77ドル

合計 : 573,954.18ドル

(ソース: 講和前人身損害未補償者連盟)

現地法令上の根拠

なし。

要調査事項

(1) 講和前補償全般に関する問題として

(イ) キラウエー委員会が承認された金額 2,184万ドル、

2,774

米議会で承認された金額 2,104万ドル、及び

1969年迄に支出を終了した 1,774万ドルの関係如何。

(1) 講和前補償実施の際 補償減れが起る可能性

如何に考えていたか

(1) 個々の補償受領者に関する念書の有無

(2) 日本側補償分 10億円との関係

(2) 本件人身損害が届出の遅延により未補償となったとは

具体的に如何なることか

(3) 未補償者連盟提示の補償算定基準は 講和前補償

の算定基準と全く同様と思われるか如何

(4) 個々の請求事実につき 事実関係が少くとも講和前

補償要件に合致するものであることは確認済みか

講和前後の苦情の差は?

詳細に関する照会先

琉政法務局土地課

問題点

(1) 被害者自身ないし仲介の責に任ずる者の懈怠により補償減れ

となった者と相当の理由ありと認め得る者と当時の事実

関係から截然と区別し得るか疑問である

(2) 同期間中の物的損害に関する補償減れについても現地

に同様の動きがある趣のところ、それが明確化全体の

金額的規模が判明するのを待って一括検討する

ことと考えられる。その人身損害(ルニアの賠償)調査を行えば何等か

の形で物的損害の關係者の知るところとなり、請求取り

しよめを促進する結果となることが懸念される。予

(3) 漁業補償

請求者の主張

1945年8月16日以降1952年4月27日迄の期間における米軍

の演習等による漁業損害(当該水域で操業し得なかつた

ことに基づく沿岸漁業の減収)に対しては、布令60号に基づき

見舞金(総額: 562,607.00ドル)の支払が行なわれ

た経緯がある。よって、講和後の漁業損害に対しても

同様の補償の金と講方べきである。

請求額

1970年迄の分合計 : 19,659,823.45ドル

(ソース: 地主会連合会)

現地法令上の根拠

不明。琉球漁業法上、漁業権は物権と看做されて

いるので、実定法上の権利侵害という意味で現地法令上

根拠ありとも考えられるが、単なる経済的損失であれば、法的

根拠の問題ではない。いずれにしても、現在土地裁判所

に係属中の16件が如何なる性質の訴願であるか確認

する必要がある。

要調査事項

(1) 講和前補償の一環として行なわれた漁業補償は公海

上の演習による損失はカテゴリーを建前に持っているか

。今次請求には、かかる損失は含まれていないか。講和前補償



の場合と比較して算定基準の異同如何。自家学務者の処理

(2) 土地裁判所に対する訴願の法的論理構成如何。

(3) 本件損害に対する補償と本土の現在の補償方式で算定

した場合との比較如何。

(4) 漁業権補償要求は現在の16件で全部と考えてよい。

詳細に関する照会先

琉政法務局土地課、地主会連合会、土地裁判所  
水産局

問題点

本件訴願は土地裁判所に係属中なので、その取扱

は、土地裁判所に復帰の時点で係属中の訴願と如何

に扱うか(目下法務省で検討中)の問題と密接に關係

して来るかと予想されること。同裁判所に係属中の

訴願一般の取扱が未確定の現段階で漁業

補償のみにつき調査を進めるに当たっては慎重を要する

こととする。

4 講和後の不法行為(人的、物的)に関する補償

請求者の主張

講和後の米軍人軍属の不法行為による人的、物的損害に対

しては、外国人賠償法に基づき賠償が行われていること。

かかる手続にも拘らず未だ解決を見ていない請求事案につ

ては、何等かの補償の途を講ずべきである。

請求額

人身損害関係請求額合計：17,971.41 万  
(ソース：琉政) 11/14

現地法令上の根拠

外国人賠償法(消極的な意味において)

要調査事項

(1) 未解決の意味如何。関係機関に訴願係属中の意味

か。示談不成立とは具体的に如何なることか。上記

17,971.41 万は、最終的に救済の可能性を否定され

たものの合計か。然りとすれば、否定された理由如何。

(2) 外国人賠償法に基づく訴願の提起は、琉政経由及び

被害者自身による直接訴願の両方法によって行われて

いる趣のどこ、夫々の具体的手続如何。

(3) 外国人賠償法による補償の年平均額如何。

詳細に因る照会先

琉政法務局土地課、軍法務総監、琉球大学

問題点

(1) 講和後の物的損害に因る未補償分について現地

側の同様の動きがある趣につき、事実関係の調査に当た

ては、講和前人身損害の場合と同様、慎重な配慮を要する。

(2) 大多数の「未解決」の事案が、訴願係属中という意味で

あれば、復帰迄の処理を急がせることにより、解決を図る

ことも考えられる。

⑤軍用地通損補償

請求者の主張

1950年6月30日以前に軍用地に加之れた通常の損害に

つては布令60号に基づき水利補償、残地補償、雑作

補償等の見舞金が支払われているところ、現行の布令20号

によつてはカバーされ得ない種の通常の損害に

つては、補償の金を講ずべきである。

請求額

不明。(1960年に琉政法務局が市町村に依頼して

調査した結果が、同局土地課にあるが未集計であり、

目下関係団体が新たに調査集計中(趣)

現地法令上の根拠

なし。

要調査事項

(1) 本件請求の根拠にある論理如何。(講和前補償との均衡

か、本土の土地収用法との均衡か)

(2) 請求金額の大体の規模。

(3) 一般論として、施政権者がこの種の損害に関する補償

措置を講ずるか否かは裁量の問題と云えるか。(この点は

現地ではなく東京で別金学者の見解等を調査しておく

べき性質の問題である)

詳細に関する照会先

琉政法務局土地課

問題点

本件請求は、独立の項目として取り上げ得る性質のものか

否か全く不明である。上記要調査事項②の是非につき

原則論を固める以前に現地調査も行うことは多少

問題がある。

(6) 軍用地賃借料増額請求

請求者の主張

現在の軍用地賃借料は不当に低いので、相って適正

補償の金が講じられるべきである。

請求額

土地裁判所に訴願係属中のもの(9,616件)合計: 2,020,000円(年間)

(ソース: 琉政法務局土地課)

現地法令上の根拠

土地借賃安定法(消極的な意味において)

要調査事項

おなじ内容

賃借料の不満は、現在訴願係属中のもので全部と見て  
本件請求の今後の見送しはいい。

おなじ

詳細に照会先

琉政法務局土地課、土地裁判所

問題点

本件の取扱は、前記漁業補償の問題と同様、土地

裁判所に復帰の時点で係属中の訴願を如何に取

扱つかの問題と密接に関連しているため、その事実関

係調査には慎重を要する。

7) 基地公害補償

請求者の主張

基地周辺の騒音、水質汚濁等の損害につき補償を行な

べきである。

請求額

不明。

現地法令上の根拠

外国人賠償法。(井戸汚染及び航空燃料流出の事案に

つき、同法により補償が行われた経緯あり。)

要調査事項

(1) この種の損害に關する補償請求の具体的手続如何。

(2) 本件請求は、何故、外国人賠償法により処理し得ないのか。

(3) 補償請求の規模如何。

詳細に関する照会先

琉球政府法務局土地課, 軍法務総監

問題点

~~この種の損害に対する補償が、外国人賠償法により  
 行われる仕組みになっているのであれば、これによる処理  
 の促進を図ることが先決であり、また、同法に基づく救済  
 の方途を尽し、なおかつ補償がなされた者に如何に  
 扱うかの問題は、軍用地賃借料増額問題等と  
 同様の観点から別途、その取扱を検討すべきである。~~

⑧ 潰れ地の補償

請求者の主張

軍用地内の潰れ地なれし滅失地については、現行法制

(土地や実在せぬ土地につき)

上、買上げの制度がないため、賃料の支払が続けられて  
 いると、復帰後は買上げという形で損害補償を行  
 うとしても、それ迄の間、引き続き賃料を支払うべきで  
 ある。

請求額

不明。

現地法令上の根拠

布令20号(但し当該土地が軍用地から解放された場合)

要調査事項

軍用地復元補償問題と同様と思われるが如何。

詳細に関する照会先

琉政法務局土地課 地主会連合会

問題点

復元補償問題と同様。

9. 各種対米債権に基づく支払手続の取扱

本件は、上記1と8と異り、米側も既に明確な

債務と認めているものにつき、復帰前後の田畑を支

払手続と日米間で合意するといふ技術的な問題

であり、未払賃借料、労働者災害補償、演習地

補償等がこれに当る。

10. 旧国県有地の収益償還請求

本件は旧国県有地を米側が有償で貸し付けの収益を

揚げていたことと鑑み、管理費を上廻る収益を所

有者たる日本政府に償還すべきとの議論であり、

琉政の調査によれば、現在迄の米側の収益は約

900万ドルに達する趣である。かかる主張が一般

国際法の原則に照らし、或は、平和条約第3条の

解釈として、支持され得るものか否かは俄かに

判定し難い。

秘密表示(朱印)  
**秘**  
 無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	/	/	2
付 属	Y. 2. 1		

発送日 昭和45年9月29日  
 処理日  
 発信 Тайフ/金田 校

文書課長 (印) 中 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 第 46 号	公 信 日 付 昭和 45 年 9 月 28 日	起 案 日 昭和 45 年 9 月 26 日
<del>大 臣</del> 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 庶 務 長	主 管 アメリカ局長 参 事 官 北米才一課長	起 案 者 田中 446
協 議 先 条約課長 法規課長		
受 信 者 北米 木内 書記官	発 信 者 アメリカ局 北米才一課長	
写 送 付 先	(希望発送日) 月 日	
件 名 沖縄の諸島領土問題について		
GA-2	28 外務省	回覧番号 2279



外務省

写

秘  
無期限

昭和45年9月28日(米北/)

在米  
木内書記官殿

アメリカ局  
千葉北米第一課長

沖縄の請求権問題について

沖縄返還協定交渉における一つの問題点である対米請求権問題については、目下本省において、関係各省庁とも協議しつつ、沖縄現地における実体の把握、法律的な面からの分析調査に努めているところ、今後本省において、条約局を中心にとりあえず大蔵省との意思統一をはかるため、当面の本件調査方法及び調査項目をメモに取りまとめてみましたので、同メモ写(別添第1)/部貴官参考まで送付する。

また、本件実体の把握及び分析調査を進めるため、10月1日より条約局及びアメリカ局が

外務省

2

らそれぞれ事務官1名を沖縄に出張せしめるところとしましたので、本件に関する在沖縄高瀬大使あて往電写(別添第2)あわせ送付します。

なお、本件請求権問題についての実体調査を日本政府が行なうことが部外に知れることには極めて機微な点がありますので、御如才なきことながら、この点貴官お含みまでということに願います。

江米新米取調査の調査員 大蔵省

この調査は、昭和十一年の調査に作成されたものである。

(二十二年の調査は、大蔵省が、臨時調査員を、

調査員と任命された。

昭和十一年の調査は、臨時調査員を、

調査員と任命された。

〃

秘密表示 (朱印)  
秘  
無期限

付属添信渡し

部数指示	発信用	執務用	備考
主	2	2	P
付			
別			

発送日 昭和45年10月27日  
処理日  
発信タイプ 検査

文書課長 (朱印) 公 信 案 (分類)

公債番号 米北合 第 3990 号 公債日付 昭和 45 年 10 月 27 日

大 臣	主 管	起案 昭和 45 年 10 月 26 日
政務次官	アメリカ局長	起案者 電話番号 TAK 446
事務次官	参事官	
外務審議官	北米才一課長	
外務審議官		
官房長		

協議先  
茶約課長  
法規課長

受信者 北米 牛嶋 大 使  
在沖繩 喜瀬 大 使

発信者 官決大臣臨時代理

写送付先 (希望発送日) 10月26日

件 名 沖繩の請本取由題

GA-2 外務省 27 26 回覧番号

米北合才3990号  
昭和45年10月27日

在外公館長殿

外務大臣

(件名)  
沖繩の請本取由題

引用公・電信  
日付・番号

標記の件題に付、本省の司政規

課及び沖繩の北米才一課の各事務官

に現地調査の結果取り纏め下記

報告を別添各1部送付した。件名

二等報告の件名等右添付如く

※ 付属添付  付属空便 (行)  付属空便 (DP)  付属船便 (貨)  付属船便 (郵)

(※印は文書課記入)

GA-2-1

外務省

あすは 急電 回報 ありたり。

記

1. 沖縄の請求権問題について (報告)  
(別添付1)

2. 在沖縄米軍用地復元補償問題  
(別添付2)

本信送付先 米, 沖縄復帰準備委員会  
日本国政府代表

秘  
無 難 限

北米才一課長 条約課長

条約局長  
参事官  
法規課長

沖縄の請求権問題について (報告)

今工部 10月 45.10.  
杉規鈴木

標記の問題につき 条規鈴木、米北一有地、大蔵

省主計局法規課 森田及び鈴木が現地調査せる結果を取

るとめれば、下記の通り。なお現地では、琉政法務局新垣土地

業務課長、農林局水産部漁政課 与那覇係長、米民政府法務局

アゼンシュタイン局長及びマクニリー大佐、琉球大学法文学部砂川

新城両教授の見解を聴取し、また、地主会連合会保有の漁業補償

訴願関係書類に間接的に借り出し、読む機会を得た。(記録の

作成は、外務、大蔵両省で別々に行なり、特に調整の予定なし。)

米北一有地、大蔵

1. 軍用地復元補償

(1) 地主会連合会を通じ現在迄公表されている復元補償

請求の総額は 4,408,836.56 ドルであり、その内訳は、1961年

7月1日以降 1969年6月30日迄の解放分が 947,290.25 ドル、

1969年7月1日以降解放分が 3,461,546.31 ドルである。なお

最近1年間の分が極めて多いのは、過去1年間に解放された

約 200万坪の軍用地に關するものであり、地域的には、美里、

読谷、北谷及び伊江等である。

(2) 布令20号に基づく復元補償の決定に当たっては、米側、地主

琉政及び当該地域の不動産取引業者が協議に参加するが

例之は、一基地全部が解放されるというような場合には、米側

0  
0  
0  
0  
0  
0  
0  
0

が米人の不動産業者を連れて来て全体の復元工事費を見積りせ

これを坪当り計算で個々の地主に適用することもある。いわゆる

復元補償費の支払は、通常、見積り払であるから、地主が補

償受領後、実際に復元工事をするか否かは必ずしも明らかで

なく、また、この面の息跡調査は行われていない。また、解放

後に地主が自力で原状を回復し(或は解放前の黙認耕作期

間中に地主が自力で原状を回復し)ておいて、復元補償請求

を行なうケースもあるが、これらについては、金額の妥当性決定

に困難がある。

(3) 解放された軍用地の復元補償との関連で、米側から

地上の建物等を然るべく評価すべき旨のオファーが行われている

0  
0  
0  
0  
0  
0  
0  
0

ことは一般にはないが、コンクリートの住宅を地主に引き渡し

復元補償請求と相殺という形で話しがついたケースもある。

(この点は別添1のUSCAR側説明と必ずしも一致して

いか、琉政法務局から聴取せるまゝ)

② 講和後の不法行為損害賠償(外国人賠償法)

(1) 講和後の時期における米軍人、軍属の不法行為に基

損害賠償請求は外国人賠償法により行われ、請求の

ルートとしては、被害者から市町村長を経て琉政法務局を由

各軍法務官に提出されるものと、被害者から各軍法務官に

(何れも以上のルートは請求者の自由)

直接提出されるものとも通っている。琉政法務局である程度

実態を把握しているのは、同局を由の分のみであり、全体の約

6割程度であろう。また、琉政法務局を由といっても片道

であり、米側の回答は支払が行われる場合も却下される

場合も直接被害者に対して行われるので、実態は把握し

難い。

(2) 人身関係の損害賠償請求状況は下に掲げる表の

通りであり、同表で未解決11件とあるのは、目下米側で

審査中という意味である。なお、琉政法務局の承知する

限り、米側に却下された後、個人で弁護士と協議の上、

米本国政府に直接請求(国防長官に対するもの)している

事例(死亡事故)が1件ある模様である。

米合衆国の軍隊及び軍人等の不法行為に基づく人身損害について  
(1969年12月末現在)

年別	請求 件数	総請求額 (円)	解決 件数	解決件数の 請求額 (円)	解決額 (円)	差 額 (円)	未決 件数	未決額	備考
1962	15	44,849,31	12	43,396,86	3,646,12	39,750,74	3	1,452,45	
1963	15	147,750,86	15	147,750,86	46,589,88	101,160,98	0	0	
1964	15	67,136,23	15	67,136,23	14,476,35	52,659,88	0	0	
1965	27	67,334,82	24	63,136,25	19,845,27	43,290,98	3	4,198,57	
1966	17	94,251,88	16	93,856,38	24,488,38	69,368,00	1	495,50	
1967	19	345,589,97	19	345,589,97	46,434,58	299,155,39	0	0	
1968	18	97,345,68	17	97,085,38	34,450,38	62,635,00	1	259,70	
1969	16	52,449,63	13	40,884,44	15,646,85	25,237,59	3	11,565,19	
計	142	916,807,78	131	898,836,37	265,577,81	693,258,56	(11)	17,971,41	

- (注)
- 1945年8月16日から1952年4月27日までの損害については高等弁務官布令第60号により補償費の支払いがなされた。(別添4参照)
  - 1952年4月28日から1961年までの損害については、関係書類の廃棄等により、請求額及び賠償額は不明である。
  - 上記件数は法務局を通じて請求されたものであり、被害者等から直接来単に請求されたものは含まれない。

3. 講和前補償

(1) 米側の行方、講和前補償に関し、キャラコ-委員会承認

された金額 2,184万ドル、米議会承認された金額 2,104万ドル

及び 1969年迄に支出を終了した金額 1,774万ドルの関係が

従来問題とされていたが、2,184万ドルと2,104万ドルの差額は

市町村が請求者となっていたものであり、これは、米国の別金補

村財政の補助を行っていたことにより、金監査、削除された。また、

2,104万ドルと1,774万ドルとの差額は、個々の請求者に対する

補償の支払に当り、係官が請求書を再チェック(米国の請求書を

まとめて送った段階では、個々の請求書の詳細をチェックは行われ

なかった)し、不明確なものを削除した結果生じた減少分であり

補償金受領権者が未だこれを受領していないことではない。

(2) 米側の行方、講和前補償と日本側補償 10億円との

関係は、次の通りである。即ち、米側の講和前補償算定に

際しては、既に日本側に付支払われた10億円の分配にあつ

た者は、その限度において、これを米側の支払対象から除外

するとの方針の下に、市町村が保有する日本側補償の領収書

を調査した。しかし、同領収書を既に火災等により滅失して

いる市町村もあって、これを基礎とし得ないことが判明した

ので、結局、日本側補償の対象となった項目については、一律

に請求を6%削減せしめることにより、両補償の重複回避

が図られた。(米側からの講和前補償を獲得せんとし、現地



で積算した総額は、4,283万ドルであり、日本側補償10億

は、その6%に相当する。

(3) 米側の講和前補償については、個々の受領者が領収書に署名しており、問題が解決したとの趣旨を確認している。

日本側の講和前補償については、市町村が受領主体となる

ので、個々の受領者が如何なる文書に署名しているかは不明である。

4 講和前人身損害補償減水

(1) 現在、講和前人身損害未補償者連盟が問題にしている

補償減水 573,954.18ドルが如何なる事柄により補償減水

となったかは、必ずしも明らかではないが、いずれにしてもこれらの

ケースは、対米請求取りまとめの際、これに含まれたものではない。

あり、補償の査定に当り理由なしとして却下されたものではない。

(2) 対米請求取りまとめの段階で、これらのケースが組み入れ

られなかったのは、請求に必要な医師の証明書が入手し得な

かったとか、請求し得る地位にある者が現地を離れていた

とかの理由によるものと思われる。請求は市町村を通じて

提出されることとなっており、土地関係の補償要求については、

一部の市町村長が握りつぶした事例もあったが、これは主

として軍用地問題との関連においてであり、人身損害については、

かかる握りつぶしはなかったと思われる。いずれにしても講和前

の損害に関する対米補償要求の動きについては、当時約1年

に亘り、新聞等による公報が行われ、また市町村長を通じて

個々の被害者に対する通報も行われる仕組みになっている。

(3) 現在、人身損害未補償者連盟が提出している57万ドルの

請求は、講和前補償と全く同一の算定基準により積算された

ものであり、事実関係については、事故証明が添付されているもの

もあり、然らざるものについても、警察の事故記録等から立証

可能であると思われる。

5. 漁業補償

漁業補償問題については別添を参照。

6. 潰れ地及び滅失地をいし海没地の補償

(1) 地主会連合会が問題にしている滅失地をいし海没地

は、米国により現在も地代が支払われているが人工地は自然現

象により既に土地が消滅しているというケースである。具体的

には、那覇軍港の約1万坪の海没地及び軍用地となっている

沿岸地域の侵食による面積減少(護岸工事の不十分による)

がこれであるが、いずれも、結局は軍用地の復元補償問題

に還元される性質のものである。

(2) 他方、いわゆる潰れ地は、米国が民有地を軍用地として使用

していた期間中、これに道路、排水溝等を建設し、解放後

(復元補償の有無に拘らず)、市町村が、公共の必要上、これを

道路をいし排水溝として引き続き認定してしまったために、地主  
 が損害を蒙っているというケースであり、かかる認定による損害の  
 問題は、当該地主と市町村の問題であり、対米請求の問題  
 ではない。

7. 軍用地通損補償

軍用地に関する残地補償、離作補償、水利補償等の  
 通常損害の補償要求は、本土の土地収用法との均衡におい  
 て論じられているものであり、また、具体的な補償要求額は  
 示されていない。

8. 軍用地賃借料増額請求

軍用地賃借料増額請求として現在土地裁判所に訴願

係属中のものは大部分、嘉手納内周辺の急激に市街地化した  
 地域に関するものであり、訴願の内容はこれらの地域に特殊  
 地域(従前の地目等級は変更することなく、地代のみを市街地並み  
 とする地域)に指定すべしというものである。従って問題は  
 主として将来に向けての地代改訂であり、過去の地代補償という  
 性格のものではなく、また、かかる特殊事情のない地域からも  
 同様の賃借料増額要求が続々出るという点でもないと思  
 われる。(地主会連合会としては、個々の訴願とは一応別に、現在  
 の地代決定の仕組み自体を問題とし、過去に遡って地代補償を  
 行うべしとの主張もあるやと思われるが、現在までのところ  
 あり、明確な形をとるに至っていない)

9. 基地公害補償

基地公害補償は、外国人賠償法の問題に置かれる。

また、現地で基地公害として取り上げられている問題は、主として

将来に向けての施策を要求するといふものであり、必ずしも過去の

損害に關する補償要求が重案ではない。

秘  
無期限

米国民政府法務局関係者より聴取せる諸事

10月6日(火)午前、米国民政府法務局にアイゼンシュタイン

法務局長及びマックローニ大佐を往訪し、現地米側の見解を聴

取せる結果、要旨下記の通り。なお、わが方出席者は、条規鈴木

米北一有地及び大蔵省主計局法規課鈴木の名である。

記

1. 外国人賠償法

(1) わが方より、外国人賠償法(Foreign Claims Act)は講和

後の沖縄には適用あるものとされており、右は、1952年12月4日付の

わが方のビートルー書簡により確認されていると承知しているが、

かかる解釈にて誤りをいかに質問したのに対し、米方より、同法が

講和後の沖縄に適用あるとの点はその通りであるが、この点を周知せしめた当時の米側の措置が具体的に如何なるものであったかは明確に記憶していません旨述べた。(ビーター書簡については、アイゼンハワー、マクニリーともよく承知し居らざるもの如く、右書簡の存在自体についても初耳であるような印象であった。)

(2) 次に、わが方より、外国人賠償法は、その性質上、戦時占領であると条約に基づき駐留であると拘らず、およそ米軍が駐留しているすべての場合(战斗中を除く)に適用あり、然りとすれば、講和前の沖縄にも概念的には同法の適用があったと考へられなかと傾向した。

(注)この点については、講和前補償法、57万ドルと

関連において、仮に外国人賠償法が講和前の沖縄にも適用あり、同法が平和条約第19条(6)但し書きにいう「千九百四十五年九月二日以後いづれかの連合国が制定した法律」に当る(例えば外国人賠償法を戦時占領下の沖縄に適用する趣旨の布告等があった場合等)とすれば、いわゆる補償残欠につき何等かの法的基礎を見出し得る(時効は別として)のではなかと意見が大蔵側より出たので、実益を以て思われたが、念のため米側に傾向したものである。

これに対し、先方より、外国人賠償法は、そもそも米軍とその駐留地の属する国との友好関係促進を目的としたものであり、従って

法的には戦争状態の継続していた講和前の沖縄には同法の適用

はなく、この点は講和前の本土についても同様であるとの見解が

示された。

(3) そこで、わが方より、一般論として、戦時終了後講和条約発

効迄の期間に米軍駐留地域に同法の適用は否かと考えておいた

戦時占領下のイタリアや西ドイツはどうだったかと傾向したところ

先方より、一般論は難しく、また、イタリアは戦争末期に親連合

政権が成立したという特殊事情があり、西ドイツについては、戦時

占領下のものが極めて複雑であったという事情があるので、いづれ

も沖縄と同じには論じ得ない旨の見解が示された。

(4) 次に、講和後の向見に移り、従来、外国人賠償法に基づき

請求の処理に当たっては、請求却下の事例も少なくないと承知しているが、

大雑把に云って、如何なる場合に請求を却下するかと傾向した

ところ、先方より、外国人賠償法に基づく支払の第一条件は

米側の fault (故意、過失の云々) があることであり、従って、これ

が立証されなければ、支払は行なわれぬことにあるが、支払額

の決定自体は各軍法務官の裁量の問題である(高額な請求は

空軍関係も多く、請求額が多いものは、府中の空軍指令部に照会

の上、決定している)旨及び、却下されるものの中には、保険で

カバーされるべき性質のものもある旨の見解が示された。

2. 土地裁判所及び漁業補償

(1) 先ず、わが方より、現在、土地裁判所に係属中の新願を

復帰前に処理し得る見通し如何と質問したところ、先方(アイゼンシュタインは同裁判所の裁判長を兼ねている)は、見通しは極めて暗い (very poor) との感觸を示した。

(2) 次に、漁業補償問題に移り、訴願に見る請求の論拠如何と質問したところ、アイゼンシュタインより、裁判長という立場柄、以下は全く個人的感觸に限定したいと前置きの上、大多数の訴願は既に消滅した戦前の漁業法に基づく漁業権に言及しつつ補償支払を求めると言う形になっているが、問題の漁業権が損害発生の際既に消滅している以上、何等かの補償を考慮することは困難であろうとの見解が示された。

(3) そこで、わが方より、訴願の中には、琉球漁業法(1952年施行)

上の漁業権を付与された組合が、その権利侵害を問題にしているケースもあると承知しているが、これらのケースの取扱如何と質問したところ、先方より、これらについては、所定の手續により、かかる新漁業権の存在が立証されることか先決であるとの見解が示された。更に、先方より、琉球漁業法によれば、一旦付与された漁業権を公共の必要から取消す場合は、琉球政府が補償を行ふことになっている旨指摘があったので、わが方は、同法の別の条文によれば、かかる取消により利益を受け者があれば、補償の全額をいれ一部分をこれに負担せしめ得ることになっている旨反駁したところ、先方は、米軍が演習し得ると言うことは、同法にいう利益ではないとの見解を示した。

3. 軍用地復元補償

(1) わが方より個々の軍用地につき形質変更の時期、特に

1950年7月1日以前か以後か、を米軍の保有している文書により

立証し得るかと言向したところ、大多数の場合、答は明確に

イエスである旨の回答があった。わが方より更に米軍による形

質変更と戦争末期の砲撃による形質変更の区別は可能

なりやと言向したところ、この点は多少困難があり、また戦時

中の日本軍による形質変更の上、米軍の戦後の形質変更が加わった

ものについても同様の困難はあろうとの回答があった。

(2) 次に、わが方より布令20号に基づき軍用地復元補償の実施

に当り、解放される土地の上、商業的価値のある物件、例えは

住宅等が現存する場合、これの買取りにつき地主と米側が交渉

することはないと言向したところ、先方より、従来の例に因する

限り、地主側の要求は、一貫して原状回復に終始しており、

解放後に地上の物件を有効に利用せんとする考え方が示され

たことはない旨の回答があった。

4. 国県有地関係の収入

わが方より、国県有地の貸し付けによる年間収入、管理費

収入の使途等につき言向したところ、要旨以下の如き回答があった。

即ち、国県有地の貸し付けによる年間収入は約12万ドル、管理費

は3万5千4万ドルであり、本件収入は、高等弁務官一般資金で

はなく(この点、従来のわが方の認識と異なり)琉球財産管理官資金



と称する別個の会計に繰り込まれている。右会計からの  
 資金の支出は、一件毎に、高等弁務官を以て民政官の承認を  
 得て行われ、その使途は、特定の公共事業に限定されて  
 いる。その例としては、宮古島、大東島等の離島の空港建設、  
 琉政庁舎周辺のパークエリアの街路整備等が挙げられるが、  
 また、琉政予算の赤字補填のために支出されたこともある。  
 (注) 本項は、大蔵側の要望を容れて償還したものである。また、大蔵側は、国庫有地貸し付け収入  
 の使途に関する詳細な資料の提供を米側に  
 要請したが、この種要請は正式に上を通じ  
 て行われ、先方より回答があった。

執

無期限

別添2.

沖縄の漁業補償問題について  
 沖縄のいわゆる漁業補償問題については、現在関係漁業  
 協同組合による17件(但し個人のもの1件を含む)の訴願が土地裁  
 判所に係属されており、米側の反論(答弁書を以て却下申立)も  
 1970年8月10日付で同裁判所に提出されている。本問題の困  
 難性は、先ず土地裁判所に提出されている関係文書に見る訴願  
 者の主張が必ずしも正確に事実関係を反映しておらず、請求の根  
 拠が曖昧な点によるものである。よって、本問題の検討に当たっては、  
 (イ) 訴願書に見る漁業組合側の現実の主張、(ロ) 現実の訴願を以て  
 基礎として見た沖縄の漁業の実態、(ハ) 本土の米軍演習と漁業補償及び  
 (ニ) 問題点の4項目に大別して、これを行おうとする。

記

1. 訴願に見る漁業補償要求の概要

現在、土地裁判所に係属中の17件の訴願につき新願

書、これに対する米側の反論(答弁書と却下申立)及びその他の関係

文書を地主会連合会(本団体が中心)にて補償要求を推進して

いる)から間接的且つ内々に借り出して検討して、17件の

訴願は、次の3種類に大別される模様である。

(1) 訴願者自身が漁業権なしとシつゝ米軍の爆撃演習による漁獲  
(至極的)利益の損失)

の減少につき補償要求を提起しているもの。(座間味、名護

本部、与那原、久米島具志川各漁業協同組合)

このグループに属するものは、座間味のケース(別紙1)

に見え通り、訴願者自身の作成した訴願書の

中の項 a. 「漁業権設定水域及び期日」に

None と記入されており、自己の漁業権が存在

せぬことを認めた形になっている。この種の訴願

につき1970年8月10日付にて土地裁判所に提出

された米側の却下申立は、いずれも同文であり、

土地裁判所訴訟手続規則1.c.の管轄権に

関する規定("factual and legal issues per-

taining to compensability and the extent

of just compensation for property taken

or damages claimed ..... or commonly

accepted principles of due process in the

law of eminent domain")に言及するとともに

訴願者が漁業権の存在を訴願書中で

認めていることに留意し、財産権が存在しない

以上、この種の訴願を審理する理由を以下

述べている。

(2) 訴願者自身が旧漁業権の存在に言及し(琉球漁業法上の漁業権

が、その後付与されたか否かについては言及することなく)米軍の爆撃

演習による漁獲の減少につき補償要求を提起しているもの(伊江、

読谷、仲里、勝連、渡名喜、渡嘉敷、美里、小禄、与那城

各漁業協同組合)

このグループに属するものは、伊江のケース(別紙2)に

見ると通り、訴願者自身の作成した訴願書の内容に

「漁業権設定水域及び期日」において旧漁業

法に基づく漁業権(期間20年)が戦前に設定

された事実のみを言及している。この種の訴願

につき1970年8月10日付にて土地裁判所に提出

された米側の答弁書(但し読谷のケースに関する

答弁書は1969年1月31日付、主として与那城のケースに

ついては未だ答弁書の提出なし)は、いずれも同文

であり、(1)訴願者の主張する漁業権は損害賠

生の時期には既に失効していたと思われ、(2)

仮に有効であつたとしても、補償を要する如き権利

侵害ないし収用は米國において行なわれておらず、更に

(ハ) 訴願の提起が不当に遅延しているとして、

米國の補償責任を否定している。

(3) 訴願者自身が琉球漁業法に基づき漁業権を付与されている

事実に言及しつつ、同漁業権設定日ではなく、これに先立つ米軍の

爆撃演習開始日からの演習による漁獲の減少につき補償

要求を提起しているもの。(石川、北谷各漁業協同組合及び

玉城三郎)

このグループに属するものは、石川のケース(別紙3)に

見ると通り、訴願者自身の作成した訴願書が2項の

「漁業権設定水域及び期日」において琉球

漁業法に基づき漁業権(期間5年)が戦後に

設定され、事実に言及するとともに、演習区域

設定の日(漁業権設定の日はこれより後)からの補

償を問題としている。(但し、玉城三郎のケースは

事実関係不明確。) この種の訴願につき、

1970年8月10日付にて土地裁判所に提出

された米側の答弁書は、(イ)米側は問題の

漁業権につき関知せず、訴願者はその内容を

立証すべきであり、(ロ)漁業権発給当局は

当該水域を使用する米國の優先的権利を制限

する権限を有せず。(1) 訴願の提起が不当に

遅延しており、更に(二)演習開始日から漁業権

設定日迄の補償要求の論拠が不明であるとして、米国の補償責任を否定している。

として、米国の補償責任を否定している。

2. 沖縄の漁業権の実態

(1) 戦前の沖縄においては、旧漁業法に基づき期間20年の専用

漁業権が付与されていた。旧漁業法は、1945年の米海軍軍政府

布告オ1号(ニシツ布告)により、戦後もその効力を認められ、従って

旧漁業法に基づく漁業権もその持存続するものとされた。

(2) かかる旧漁業権の米軍による侵害(1945年8月16日以降1952年

4月27日の分)については、布令.80号に基づく講和前補償の一環

として、下表の通り、補償の支払が行なわれた。

補償請求者	漁業権の種類	補償金額	補償の原因	補償者	支払期日
伊江村漁業協同組合	専用漁業権	73,922ドル	漁場荒廃(講和後補償)	米 国	1968年7月
高 嶺 徳 基	◆	31,885	◆ (◆)	◆	◆
仲里村漁業協同組合	◆	111,537	◆ (◆)	◆	◆
玉 城 三 郎	◆	25,562	◆ (◆)	◆	◆
波名喜村漁業協同組合	◆	110,245	◆ (◆)	◆	◆
伊計島(与那城村)	◆	16,811	◆ (◆)	◆	◆
北谷漁業協同組合	◆	102,131	◆ (◆)	◆	◆
読谷村漁業協同組合	◆	52,913	◆ (◆)	◆	◆
勝連漁業協同組合	◆	17,223	◆ (◆)	◆	◆

(琉政農林局刊「沖縄の水産業」1969年版 P.105)

なお、現在土地裁判所に訴願係属中の17件中、資料等から戦前

漁業権を有していたことが明らかであるのに、上表に含まれていない

ものは、名護、美里、小禄の3漁業協同組合である。

(3) 講和後の1952年11月12日、琉球漁業法(立法オ47号)が

施行されるに及び、同法附則3の規定(注)に従い、従前の漁業権

は消滅せしめられたが、本土の漁業制度改革の場合と異なり、旧漁

業権の買上げという形での補償は行われなかった。(最近、琉球政府

との莫につき、復帰後本土並みに旧漁業権の消滅補償を行って

農林省に伺うにかけている趣である)

(注) 琉球漁業法附則3

この立法施行の際、現に他の法令に基づいて漁業権

(漁業の許可を含む。以下同じ。)を有する者で、この

立法施行後二箇月以内に、あらたにこの立法に

よつてその漁業権の申請をしなるときは、その漁業権

は消滅したものとみなす。

(4) 以上の如くして旧漁業権が消滅せしめられた一方、琉球漁

業法に基づく新たな漁業権の申請は、当初は極めて不活発に終

始した。その後、免許の内容を事前に決定して申請者にこれを付与

する一斉交付制度が導入されるに及び、ようやく漁業権が広く

付与されることになった。なお、才1回の一斉交付(更新)は1964年11月

1日に、また、才2回の一斉交付(更新)は1969年11月1日に、それぞれ

行われた。

(5) 琉球政府による漁業権の付与は、当該水域が既に米軍の

射爆演習地域として指定され、立入制限をいし禁止とされて

いても、これと関係なく行われ、また、かくして付与された漁業

権には何等条件(演習時を除く等)が付けられていない。

この莫は、琉球農林局水産部係官も確認しており、また、問題と

なっている訴願17件の大多数は、当該水面が既に講和前

から演習地域に指定されているにも拘らず、新たな漁業権が

付与されているケースである。

3 本土における米軍演習と漁業補償の概要

在日米軍の射爆演習等に伴う漁業補償は「日本国とアメリ

合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にある

アメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に

関する法律、により行なわれている。補償は当該区域において

従来漁法に漁業を営んでいた者が漁業経営上蒙った通常の

損失に対する補償であり飽く迄も得べき利益が対象と

なっている。常時立入禁止区域についても既存の漁業権を権

利消滅補償により消滅せしめることはなく、毎年の損害を補償

しつつ、漁業権そのものは存続させている。また、漁業が漁法

により行なわれていたものであれば、領海外の損害も補償の対象となる。

なお、従来、漁業権申請の対象となつた水面が米軍の演習区域

であることを理由として権利付与が行なわれなかったという事例

はない。

4 問題点

土地裁判所において現に進行中の訴願の実態、これと

相当程度喰ひ違つた沖縄の漁業権付与の実態(次頁図表参照)

更に本問題の検討に当り参考とされるべき本土の漁業補償

の実態、という点を勘案するに、本件今後の取り扱いに当り

主たる問題点は以下の通りと考えられる。

(1) 土地裁判所の所定の手続に従ひ、復帰前に満足な

解決が得られる見通しは極めて乏しい。即ち現在土地

※(注) 渡嘉敷のケースは、演習区域の  
設定によるものではなく、1960年7月  
から1962年6月にかけて行われた  
ミサイル基地建設工事に伴う  
土砂の除去、漁場荒廃を問題  
としているものである。

演習区域設定  
(補償電報期間)  
漁業権設定

漁業協同組合名	旧漁業権	請和前補償	訴願中で新漁業権に言及している	演習区域及び漁業権設定の時間的關係
座間味	○			
名護	○			61.8.7
本部				53.4.21
与那原				55.10.19
久米島具志川				
伊江	○	○		
読谷	○	○		54.5.24
仲里	○	○		
勝連	○	○		
渡名喜	○	○		
渡嘉敷				54.9.30
美里	○			
小禄	○			
与那城	○	○		
石川			○	57.12.24
北谷	○	○	○	58.11.24
玉城三郎	○	○	○	

漁業権登記なし

※(注)

61年那覇漁協組に合併

詳細不明

52 53 55 56 60 62 64 69  
4 6 5 3 7 6 11 11  
28 5 20 1



(1) 土地裁判所の所定の手続に従い、復帰前に十分な解決が  
得られる見通しは極めて乏しい。即ち、現在、土地

14

裁判所の審理の対象となっている訴願書に見る限り、大多数の

訴願者は琉球漁業法上の漁業権の存在に言及しておらず、

従って、裁判所は米側の主張を容れ、権利が存在せぬ以上

権利侵害なしとの判断を下す可能性が強い。また、仮に

訴願書の内容を改め、琉球漁業法上の漁業権の侵害を問題

にしてみても、米側が上記(3)と同様の論法で優先的

権利を主張することが予想される以上、裁判所の判断が

訴願者に満足を与え得るものとなる可能性は極めて乏しい。

更に、これらの事情は別としても、米側は現在土地裁判所の

係属中の訴願を復帰前にすべて処理する気はないとの

ないかと思われる。〈別添1の2(1)参照〉

GA-6

外務省

15

(2) 本問題は、13ページの図表に見る通り、既に米軍の演習

区域として立入制限なし禁止の措置がとられていた海面に

つき、琉球政府が何等補償面の制度的手当もなきままに

制限条項なしの漁業権を付与したことに起因するものである。

琉球漁業法には、漁業権の行使と米軍の演習との調整の

問題を予想した規定はないが、同法が他の民法と同様

高等弁務官の承認を得て施行されたものであることを考へ

れば、結局、本問題は、当然予想される権利侵害につき、何等の

法的手当も講じなかったという意味で、米国の施政上の

制度の不備に、その原因があるといわねばならない。米軍の

演習は民法上の権利行使に当然優先するとの考え方も有

GA-6

外務省

得ようか、他の民法(例之は鉱業法)においては、米国の利害  
 が関係する場合、権利付与に先立ち米側の承認を要する旨  
 の明文の規定が通常置かれていたことにも鑑み、説明困  
 難と思われる。結論として、かかる制度の不備に発する問題  
 の解決は、施政権者たる米国自身の混迷を指摘しつつ、日米  
 間の話し合いにより、これを行なう他ないと考へられる。

(3) 他方、琉球漁業法上の漁業権が付与される以前の  
 漁業損害(訴願者は、漁業権設定以後の損害ではなく、これ  
 に先立ち行なわれた演習区域の設定以後の損害の補償を  
 要求してゐる)については、権利が存在せぬ以上、本土の基準  
 (適法であることが要件)に照しても補償要求の法的根拠

は薄弱であり、仮に日米いずれかの手により何等かの補償  
 が行なわれるとしても、単なる経済的損害に対する見舞金と  
 いうことにならう。

Received on 1 July 69  
Takuchan

FILED THIS DATE 30 June 1969  
CLERK OF COURTS

PETITION FOR FISHERY COMPENSATION  
漁業補償請求願書

1. The Full Name and Complete Address of the Petitioner.  
訴願者の住所氏名

Name and 氏名 Shinsei Kinjo & 346 Others  
Chairman, Zamami Fisheries Cooperative Association

座間味漁業協同組合 組合長 金城信盛 外 346名

Address 住所 #94 Aza Zamami, Zamami Son

座間味杯字座間味 94番地

2. Summary of Fishery Compensation Claimed.  
漁業補償請求総括

a. Area and Term of Fishery Right  
漁業権設定水域及び期日

None

b. Type of Fishery Damaged  
損害の生じた漁業種類

Bonito fishing, Hand-line fishing

鰹釣漁業 一本釣漁業

c. Area of Operation  
操業区域

Sea surface around Tori-Shima and Idesuna-Shima

d. Area of sea and period Fishing Operations Restricted  
操業制限又は禁止を受けた水域及び期間

Sea surface around Tori-Shima and Idesuna-Shima

島島及び出所周辺の海域

From 17 October 1951 and perpetually thereafter

1951年10月17日より永続

e. Amount of income that would have ordinarily accrued (annually)  
had fishing operation not been restricted or prohibited  
操業制限又は禁止がなかつたならば通常得られたで  
あるう所得額(年間)

\$151,220.70

f. Actual income earned from fishing operations (annually) during  
period fishing operations restricted or prohibited  
操業制限又は禁止を受けた期間における漁業経営上の  
所得額(年間)

\$50,580.14

g. Amount of damages sustained owing to restriction or prohibition  
of fishing operations (annually).  
操業制限又は禁止による漁業所得上の損害額(年間)

\$100,640.56

h. Amount of compensation requested  
補償を受けようとする額

\$1,710,889.52 --- 28 April 1952 through 27 April 1969

\$100,640.56 --- Subsequent annual loss 1952年4月28日より1969年4月27日まで

爾後年間損失額

3. Breakdown of Fishery Compensation Claimed. (Inclosure 1)  
漁業補償請求内訳(別添第1)

4. Gist of Fishery Compensation Claimed.  
漁業補償請求の趣旨

We hereby request your ruling in respect of just compensation  
for damages sustained as a result of restriction and/or prohibition  
of fishing operations due to firing exercises of United States Forces.

米軍の射撃演習により漁船操業の制限又は禁止を受けた  
ために生じた損害に際する適正補償の裁定を請求する。

(1)

(2)

5. Cause of Fishery Compensation Claimed. (Inclosure 2)

漁業補償請求の原因 (別添第 2)

I hereby file this petition with the United States Land Tribunal for the Ryukyu Islands and request its determination upon a hearing on the matter.

私はこの訴訟を琉球列島米函土地裁判所において審理の上判決して貰うため提起いたします。

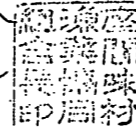
Dated: June 27, 1969  
日付

金城信盛

Petitioner SHINSEI KINJO  
Chairman, Zamami Fisheries  
Cooperative Association

訴訟人

座間味漁業協同組合  
組合長 金城信盛



Hiroshi Makino

Attorney-at-law HIROSHI MAKINO

訴訟弁護人

牧野厚嗣

事務局長 牧野厚嗣  
〒901 座間味 牧野厚嗣  
電話 〇三三三三

BREAKDOWN OF FISHERY COMPENSATION CLAIMED  
漁業補償請求内訳

ZAMAMI  
座間味

Fishery Cooperative Association  
漁業協同組合

Type of Fishery 漁業種類	Restriction or Prohibition 操業制限及び禁止		Volume of Catch 漁獲数量		Price 漁価	Gross Income 漁業粗収入		Expenditure 漁業経費		Profit 漁業収益		Annual Loss 年間損失額	No. of Yrs Restricted 操業制限年数	Compensation Claimed 補償請求額
	Area 水域	Period 期日	Normal Yr. 平年時	Restricted 制限時		Normal Yr. 平年時	Restricted 制限時	Normal Yr. 平年時	Restricted 制限時	Normal Yr. 平年時	Restricted 制限時			
Bonito fishing	the sea surface around Zamami	17 Nov 1951	1,044,636	522,310	0.20	208,927.20	104,463.60	65,250.06	56,302.54	122,977.14	48,161.05	94,916.08	17 years	1,613,573.26
Hand-line fishing	"	"	44,775	14,925	0.30	13,432.50	4,477.50	5,288.94	2,050.47	2,443.56	2,449.01	5,724.40	"	97,816.16
TOTAL			1,089,411	537,235		222,359.70	108,941.10	71,139.00	58,352.96	125,420.70	50,610.06	100,640.56		1,710,889.52

(Inclosure 1)  
別添第1

浪茅補償請求内訳

(1) 養殖草茅

種目	荒也貝、 苗也貝、 種苗	1960年7月から 1962年7月までの 繁殖予想高	被害額	標準制限年数	補償請求額
貝類	¥ 1,270.-	¥ 500.-	¥ 1,770	2年	1,170.-

(2) 北防浪堤被害額

¥ 2,000.-

補償請求額 ¥ 2,000.-

別添第1

BREAKDOWN OF FISHERY COMPENSATION CLAIMED

Seed Shellfishes:	\$1,270
Expected Increase in Shellfish Breeding for the Period from July, 1960 through July, 1962:	\$ 500
Total Loss	\$1,770
Damage Inflicted on North-breakwater:	\$2,000
Total Loss	\$2,000
Gross Total to Be Requested:	\$3,770

Shellfish Breeding Bed: Coast from Yaraza, Naha to the Borders of Oroku-son and Tomigusuku-son

Remarks: Seed Shellfishes to Have Been Employed for Breeding

Takase-Gai (Trochus Niloticus Maximus Philippi)

Hirose-Gai (Trochus Pyranis, Born)

Tama-Gai (One of Naticidae Familia)

(Inclosure 1)

漁業補償請求原因 (理由書)

座間味漁業組合

本村は沖縄本島の商業貿易の中心地那覇の西方25哩に散在する拾余数の孤島より一村を形勢され村の産業も自然の地理的条件からして近海には鯉の餌が多く、しかも漁場に最も近く水産の供給が容易であり、又沖縄でも有名な避難港阿護の浦を有し各部落に立派な漁港を擁し、又鯉釣漁業は全琉の鯉釣漁業を今日たらしめた有史をもつ発祥の地として年を追って発展し、村経済の大半は鯉漁業で占め村民の唯一の生活源であります。この鯉釣漁業も他の漁業と同様に多量に如何によつて漁獲を大きく左右するものでありますが51年20月アメリカ合衆国軍隊による爆撃演習地に鳥島及び入砂島が指定され、従つて両島の5哩の水域が立入禁止となりました入砂は本村の北西1.5哩鳥島は北西3.5哩の地点で私達の最も近い主なる漁場であり、演習対象水域として指定されて以来、漁獲量も平年の70%の漁収を余儀なくされている現状であります。よつて漁業のみ生活を維持することの出来る漁民を始め全住民にとっては、このような現状が継続的且つ永久的なものであることを感ずる時、漁業者の将来は全く暗澹たるものがあります。

よつて、向海城の漁業の禁止による被害に対する補償がなされるべきと思料し、訴願を提起するものである。

(別添第2)

Enclosure 2

GROUNDS OF A CLAIM FOR FISHING LOSSES

Zamami Fishermen's Association

Zamami-son consisting of ten and some islands which lie 25 miles north of Naha, business center of Okinawa mainland, is well located for the fishing grounds and convenient for supplying water and fuel, and its Agonoura is well known to the public in Okinawa as a fine refuge port. The offshore of the island which is rich in bonito's bait and each village's having the fishing port have made Zamami-son traditionally the original place which have played an important role in breeding today's fishery of bonito in the Ryukyus. The bonito fishing in Zamami-son had developed year by year and it occupied a great part of economic activities in said son. The bonito fishing is still the people's basis for living. As same as in other fishing, the quantities of bonito caught are greatly affected by the number of its fishing grounds. In October, 1951 Forishima Island and Irisuna Island were designated as the United States military bombing practice areas, and the entry into the area within 5 miles of both islands has been prohibited. Irisuna Island lies 15 miles north-west of this son and Forishim Island, 35 miles, and the offshores of both islands had been our main fishing grounds. At present, a decrease of 70 percent in the quantity of the fish caught is shown compared with the same before the designation of bombing areas was laid. Taking thought for such a situation being expected to last long, the future looks gloomy for the people of the islands including the fishermen who are able to support their living by only fishing.

It is, therefore, considered that the compensation for the losses we have suffered owing to the prohibition of fishing in said area should be made. We hereby institute a claim for said losses.

FOR THE RYUKYU ISLANDS  
琉球列島米國土地裁判所

In the matter of

SHINSEI KINJO, Chairman and 346 Others dba

金城信盛組 会長外 346 名

ZAMAMI FISHERIES COOPERATIVE ASSOCIATION

座間味漁業協同組合

Petitioners

訴願者

MOTION TO DISMISS

却下申立

vs

対

The United States of America

アメリカ合衆國

Respondent

被訴願者

Comes now the Respondent and through its undersigned attorney and states that

被訴願者は下記署名代理人を通して本裁判所は「財産の取得又は損害に  
this Tribunal's jurisdiction is limited to "factual and legal issues pertaining to com-  
対する補償請求の妥当性及び適正補償の範囲に関するすべての事実上及び法律  
pensability and the extent of just compensation for property taken or damages claimed  
上の争点 . . . . . 又は取用法に於ける通常の手続」(下線箇所を強調)  
. . . . . or commonly accepted principles of due process in the law of eminent do-  
(土地裁判所の訴訟手続規則の規則 1c) についてのみ管轄を有するものである  
main." (Emphasis supplied) (Rule 1c of the Tribunal's Rules of Procedure). It is  
と主張する。尚訴願書第2a項には訴願者が漁業権の水域及びその設定期間を  
noted in paragraph 2a of the Petition that the Petitioners admit that they have no area  
明記するものをもっていない事を容認している事も参照する。  
or term of fishing right.

Since there is no property right existent, it is submitted that there is no basis for  
本件に関し、財産権が存在しない理由をもって本裁判所は本訴願を審理する根拠がなく、  
this Tribunal to entertain this Potition and the same should be summarily dismissed.  
従つて、本件は直ちに却下されるべきである事を申立てるものである。

Dated 10 day of August 1970.

*Charles E. Knowlton, Jr.*  
CHARLES E. KNOWLTON, JR.  
Attorney for the United States  
of America,  
Respondent



PETITION FOR FISHERY COMPENSATION

漁業補償請求願書

1. The Full Name and Complete Address of the Petitioner.

訴願者の住所氏名

FILED THIS DATE: 9 5 26 66  
CLERK OF COURTS: [Signature]

Name and 氏名 Kyusei Kamesato & 299 Others  
Chairman, Ie Fisheries Cooperative Association

伊江漁業協同組合  
組合長 亀屋久成 外299名

Address 住所 #349 Aza Kawahira, Ie Son

伊江村字川平 349番地

2. Summary of Fishery Compensation Claimed.

漁業補償請求総括

a. Area and Term of Fishery Right

漁業権設定水域及び期日

Ie Son CHISAKI (No. 5525) ----- June 3, 1936  
伊江村地先(番5525) 1936年6月3日

b. Type of Fishery Damaged

損害の生じた漁業種類

Drive-in net fishing, Gill-net fishing, Hand-line fishing,  
Seine-line fishing, Small fry fishing  
追込漁業, 刺網漁業, 一本釣漁業, 曳網漁業,  
稚漁業

c. Area of Operation

操業区域

The sea surface around Ie-Shima and vicinity

伊江島周辺海域

d. Area of sea and period Fishing Operations Restricted

操業制限又は禁止を受けた水域及び期間

Ie-Shima sea area ----- From May 1955 and perpetually  
thereafter  
伊江島海域 1955年5月より永久

e. Amount of income that would have ordinarily accrued (annually) had fishing operation not been restricted or prohibited  
操業制限又は禁止がなかつたならば通常得られたであろう所得額(年間)

\$143,555.84

f. Actual income earned from fishing operations (annually) during period fishing operations restricted or prohibited  
操業制限又は禁止を受けた期間における漁業経営上の所得額(年間)

\$34,902.55

g. Amount of damages sustained owing to restriction or prohibition of fishing operations (annually).

操業制限又は禁止による漁業所得上の損害額(年間)

\$108,653.29

h. Amount of compensation requested

補償を受けようとする額

\$1,086,532.90 ----- May 1955 through April 1965

1955年5月より1965年4月まで

\$108,653.29 ----- Subsequent annual loss

嗣後年間損失額

3. Breakdown of Fishery Compensation Claimed. (Inclosure 1)

漁業補償請求内訳(別添第1)

4. Gist of Fishery Compensation Claimed.

漁業補償請求の趣旨

We hereby request your ruling in respect of just compensation for damages sustained as a result of restriction and/or prohibition of fishing operations due to firing exercises of United States Forces.

米軍の射撃演習により操業の制限又は禁止を受けたために生じた損害に対する適正補償の裁定を請求する。

5. Cause of Fishery Compensation Claimed. (Inclosure 2)

漁業補償請求の原因 (別添第2)

I hereby file this petition with the United States Land Tribunal for the Ryukyu Islands and request its determination upon a hearing on the matter.

私はこの訴願を琉球列島米國土地裁判所において審理の上判決して貰うため提起いたします。

Dated: Feb. 9, 1966  
日付

*Kyusei Kamesato*  
Petitioner  
訴願人  
KYUSEI KAMESATO  
Chairman, Ie Fisheries  
Cooperative Association

伊江漁業協同組合  
組合長 亀里久

*Hiroshi Makino*  
Attorney-at-law  
訴願代理人  
HIROSHI MAKINO  
牧野博  
印博士

別添第2

漁業補償請求の原因

私達の伊江漁業協同組合は職前は漁業経営の面において全琉漁業協同組合のトップを行く優秀な組合でありましたが別紙図面表示の海域が1947年に米軍によつて永久立入禁止区域に指定されていますが、当該海域は当組合の最もよい漁場であり立入禁止のため当該海域への漁船の操業は全面的に禁止され、当該海域からの漁獲は皆無に均しい状態であります。

なお、常時米軍機による<sup>射撃</sup>実弾演習が行われているため、良好な漁獲が悉く破壊され、魚類は死滅し、漁獲資源は壊滅し、漁場は荒廃するばかりであります。なお、実弾の水中爆発時の音響により魚類は飛散し、寄りつかない状態であつて、漁獲数量の減少の大きな根源をなしています。そのために、私達の組合としては遠距離への漁場変更を余儀なくされ、そのために莫大な経費増となつて組合運営は愈々苦しくなつていくばかりであります。沿岸水域の漁獲数量の減少及び遠距離水域への漁場変更等があつて漁民の生活は益々苦しくなるばかりであり、そのために離漁者が続出し、組合経営は愈々貧窮の度を増すばかりであります。何卒以上の要旨を御賢察下さいまして適正な補償をして下さるようお願いいたします。

In the matter of

KUSEI KOMESATO, Chairman and 299 Others dba)  
池屋久盛組合長外 299 名  
THE FISHERIES COOPERATIVE ASSOCIATION  
伊江漁業協同組合

Petitioners  
訴願者

ANSWER  
答弁書

vs  
対

The United States of America  
アメリカ合衆国

Respondent  
被訴願者

Comes now the Respondent, the United States of America and for an Answer to  
被訴願者アメリカ合衆国は1966年2月9日に訴願者等に依り提出  
the Petition heretofore filed on 9 February 1966 by the Petitioners admits, denies  
された訴願に対し次の如く承認し、否認し、申し述べる。  
and alleges as follows:

I

Answering paragraph 1, the Respondent admits the same.  
その第一項について、被訴願者はそれを承認する。

II

Answering paragraph 2, the Respondent admits the Petitioner Association may  
第二項について、訴願者組合が1936年6月3日に日本政府より指定  
have been issued a license on 3 June 1936 by the Government of Japan to fish in the  
された地域に於いて漁業を為すための免許を受けたかも知れない事実に関し  
area designated therein but denies that said license now has or at any time since  
ては被訴願者は承認するが、しかし該免許は現在又は該免許満期日1956  
31 May 1956 the date of expiration thereof, had any validity nor did the same have any  
年5月31日以降効力がある事又は1952年4月28日発効の平和条約締結  
legal enforceability for any violation thereof against the United States after the date of  
以降合衆国に対して該免許に対し如何様な侵害に対する法的拘束力を有してい

the Treaty of San Francisco effective 28 April 1952, that even if said license had any  
た事を否認する。それに若し、該免許が効力を有するにしても被訴願者へそれ  
validity the Respondent alleges that no cause of action lies in favor of the Petitioners  
に関して制限したということと被訴願者に対する訴訟の原因にならないと主張  
against this Respondent for any interference therewith; that, in effect, no compensable  
するということは結局、取用権のもとに認定された原則に基づいて被訴願者が  
taking occurred or could occur by the alleged action of the Respondent based on any  
取つたといわれる処置に依り補償の対象になる接収が生じ亦は生じたかも知  
recognized principle of eminent domain and that further, Petitioners are guilty of  
らないということはない。尚、訴願者は彼等が主張する損害賠償請求権を逸  
laches in failing to pursue their alleged claim within a reasonable time. The Respon-  
当な時期に行使しなかつたことで懈怠の責任を問われるものである。被訴願者  
denies each and every other allegation of said paragraph 2 not herein admitted.  
は該第二項他のすべての申立てを否認する。

III

Respondent admits that the amount stated in paragraph 3 of the Petition is the  
被訴願者は訴願書第三項に記載されている金額については訴願者等の求めている額で  
amount the Petitioners seek but denies that the Petitioners are entitled to any com-  
あることは認めるが、しかし訴願者等はいかなる補償をも受ける資格を有するという件に関  
pensation.  
しては否認する。

IV

Answering paragraph 4, the Respondent admits that the Petitioners seek a deter-  
第四項について、被訴願者は訴願者等がそれを土地裁判所に決定を求めていることは認め  
mination of the Tribunal but deny all other allegations of said paragraph.  
るが、しかし同項のその他すべての申立てを否認する。

V

Answering paragraph 5 the Respondent denies the same.  
第五項について、被訴願者はそれを否認する。

被訴者は訴願者に対し十分な答弁をしたので、本件を却下される様要請  
missed and the potitionors take nothing therefrom.  
する。

Dated this 10 day of August 1970.  
1970年8月10日付

*Charles E. Knowlton, Jr.*  
CHARLES E. KNOWLTON, JR.  
Attorney for the United States  
of America,  
Respondent

PETITION FOR FISHERY COMPENSATION

漁業補償請求訴願書

FILED THIS DATE: 9 Jul 66  
CLERK OF COURTS: *rw*

1. The Full Name and Complete Address of the Petitioner.

訴願者の住所氏名

Name and 氏名 Sotoku Kanna & 74 Others  
Chairman, Ishikawa Fisheries Cooperative Association

石川漁業協同組合  
組合長 漢那 泉 得外 74 名

Address 住所 #25 Aza Ishikawa, Ishikawa Shi

石川市字石川 25番地

2. Summary of Fishery Compensation Claimed.

漁業補償請求総括

a. Area and Term of Fishery Right

漁業権設定水域及び期日

Kin Bay ----- (Licence No. 22) Dec. 27, 1957 Type 1 & 2

金武湾 (免許番号 22) 1957年12月27日 Common Fishery  
沖積, 2種共同漁業

Kin Bay ----- (Licence No. 36) Apr. 18, 1962 Type 3

金武湾 (免許番号 36) 1962年4月18日 Common Fishery  
沖積共同漁業

b. Type of Fishery Damaged

損害の生じた漁業種類

Gill-net fishing, Drive-in net fishing, Vertically submerged-net fishing, Hand-line fishing Long-line fishing, Small fry fishing, Seine-line fishing  
一本釣り, 底置網漁業, 船置網漁業, 地曳網漁業, 五干網漁業

c. Area of Operation

操業区域

Coastal water off and around the Ishikawa & Kin

金武湾及び石川沿岸水域

Kin Bay 金武湾 Sea area of Kin Peninsula 金武岬海域

d. Area of sea and period Fishing Operations Restricted

操業制限又は禁止を受けた水域及び期間

W-Sea area ----- From 5 June 1952 and perpetually thereafter

W-海域: 1952年6月5日より永久

e. Amount of Income that would have ordinarily accrued (annually) had fishing operation not been restricted or prohibited  
 漁業制限又は禁止がなかつたならば通常得られたであろう所得額(年間)

\$23,829.76

f. Actual income earned from fishing operations (annually) during period fishing operations restricted or prohibited  
 漁業制限又は禁止を受けた期間における漁業経営上の所得額(年間)

\$5,300.86

g. Amount of damages sustained owing to restriction or prohibition of fishing operations (annually).  
 漁業制限又は禁止による漁業所得上の損害額(年間)

\$18,528.90

h. Amount of compensation requested  
 補償を受けようとする額

\$240,875.70 ----- 5 June 1952 through 4 June 1965  
 1952年6月5日から1965年6月4日まで

\$18,528.90 ----- Subsequent Annual Loss  
 以後毎年増失額

3. Breakdown of Fishery Compensation Claimed. (Inlosure 1)  
 漁業補償請求内訳(別添第1)

4. Gist of Fishery Compensation Claimed.  
 漁業補償請求の趣旨

We hereby request your ruling in respect of just compensation for damages sustained as a result of restriction and/or prohibition of fishing operations due to firing exercises of United States Forces.

本軍の射撃演習により漁獲操業が制限又は禁止を受けたのにより生じた損害に対する適正補償の裁定を請求す。

5. Cause of Fishery Compensation Claimed. (Inlosure 2)  
 漁業補償請求の原因(別添第2)

I hereby file this petition with the United States Land Tribunal for the Ryukyu Islands and request its determination upon a hearing on the matter.

私はこの訴訟を琉球列島米國土地裁判所において審理の上判決して貰うため提起いたします。

Dated: Feb. 9, 1966  
 日付

S. Kanna

Petitioner SOTOKU KANNA  
 訴願人 Chairman, Ishikawa Fisheries Cooperative Association  
 石川漁業協同組合長  
 石川漁業協同組合  
 組合長 磯野 繁  
 印  
 Attorney-at-law HIROSHI MAKINO  
 訴願弁護人 牧野 博嗣  
 牧野 博嗣  
 印  
 博士

別添第 2

漁業補償請求の原因 (理由書)

石川漁業協同組合

石川漁業協同組合は1952年2月5日に旧組織の石川水産組合の改称によりその組合員を受けつぎ組織の強化と設備の充実を計つて事業を拡大し、今日に至つたのでありますが、当初の計画に反し、米軍の演習等により予定通りの事業遂行がならず操業区域の制限、演習時の操業禁止等組合員の稼ぎは若しく収入の漸減が余儀なくされ、組合員の困惑は目に余るものがあります。

当組合の漁場は内海業として、具志川村宇堅岬より東に与那城村宮城島、伊計島の線より金武岬を結ぶ地域で、近海業として、金武岬より伊計島の間を通過して外海に出て操業するのを常として営まれて来たわけですが、この地域は特に近年米軍の演習が頻りに行われ、そのために操業の制限と禁止が都度々指達され、当組合をして事業不振に迫込み今日では組合員より脱落する者もあり将来が憂慮されるに至りました。

- 1、演習のため出漁が平年時と比較して半減したこと。
- 2、金武村銀原、松田の演習時においては近海漁業のため外海への漁船の通過も不可能となる。
- 3、金武銀原松田方面の漁場は突撃射撃演習のため殆んどの廻遊漁船が減少し操業も危険であること。
- 4、天願油揚げ地域の油船の出入港の碇泊等のため底遊漁業、ナイロン刺網漁業が不可能となつたこと。
- 5、石川ビーチ海水浴場にて発する海上スキー等の快速艇によりナイロン刺網、延子網等が切斷され損害を受けるため浮網出来ないこと。
- 6、水陸両用戦車の上陸海底爆破演習等のため金武村浜田方面海底の漁船が滅つたこと。

FOR THE RYUKYU ISLANDS

琉球列島米國土地裁判所

In the matter of )  
 )  
 )  
 SOTOKU KANNA, Chairman and 74 Others dba )  
 濱那宗得組合長外74名 )  
 ISHIKAWA FISHERIES COOPERATIVE ASSOCIATION )  
 石川漁業協同組合 )  
 )  
 Petitioners )  
 訴願者 )  
 )  
 vs )  
 対 )  
 )  
 The United States of America )  
 アメリカ合衆國 )  
 )  
 Respondent )  
 被訴願者 )

ANSWER  
答弁書

Comes now the Respondent, the United States of America, and for an Answer to the 被訴願者アメリカ合衆國は1966年2月9日に訴願者等に依り提出された Petition heretofore filed on 9 February 1966 by the Petitioners admits, denies and 訴願に対し次の如く承認し、否認し、申し述べる。 alleges as follows:

I

Answering paragraph 1, the Respondent admits the same. その第一項について、被訴願者はそれを承認する。

II

Answering paragraph 2, the Respondent is not apprised of the content of its alleged 第二項について、被訴願者は免許第22号(1957年12月27日付)及び免許 licenses No. 22 dated 27 Dec 1957 and No. 36 dated 18 April 1962 and puts the 第36号(1962年4月18日付)の内容を知らせていないので訴願者がそれを Petitioners on proof thereof. Further, the Respondent alleges that the same were not 立証するよう要請する。又同免許は訴願者がその権利を主張する区域の近海に対 issued by any authority that could derogate from or restrict the superior right する使用に関する米國の優先的権利を妨げることができる権利者によつて

as geographically encompassing its rights if in fact they were so used by the Respondent and therefore no compensable taking occurred or could occur by the alleged action of the Respondent based on any recognized principle of eminent domain and there is no just compensation therefor. Also it is not apparent what compensation under any theory could be provided from 5 June 1952 (Ref petition paragraph 2h) until the date of the alleged licenses (27 Dec 1957 and 18 Apr 1962). The Respondent denies each and every other allegation of said paragraph 2 not herein admitted.

III

Respondent admits that the amount stated in paragraph 3 of the Petition is the amount the Petitioners seek but denies that the Petitioners are entitled to any compensation.

IV

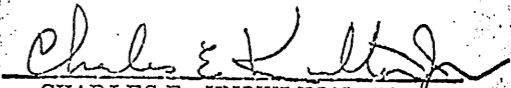
Answering paragraph 4, the Respondent admits that the Petitioners seek a determination of the Tribunal but deny all other allegations of said paragraph.

V

Answering paragraph 5 the Respondent denies the same.

被訴者は訴願者に対し十分な答弁をしたので、本件を却下される様要請  
missed and the Petitioners take nothing therefrom.

Dated this 10 day of August 1970.  
1970年8月10日付

  
CHARLES E. KNOWLTON, JR.  
Attorney for the United States  
of America,  
Respondent